

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

ハーネス型以外の安全帯はノー
最低でも腰の高さに親綱を
橋爪建設

特集Ⅱ

産業医との正しい付き合い方
最終回 どのように見つけるか？
プラネット 代表取締役 根岸勢津子

別冊付録

重傷災害発生時の対処
中山 貞男

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2195

2013

10 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
鶴田社会保険労務士事務所

所長 鶴田晃一

第160回

動き出した台車を止めようとし陳列棚との間に挟まれケガ

■ 災害のあらまし ■

日用雑貨を販売するスーパーマーケットでの出来事。商品の品出し・陳列を担当しているA。

いつものように、ストックヤードからカゴ付台車に洗剤などたくさんの商品を積んで、売り場に向かっていた。その日は、お腹の具合が今ひとつで、急にトイレに行きたくなり、その場に台車を置いたままにし、トイレへ駆け込んでしまった。

他部署への郵便物を届けるために、たまたまそこに通りかかった事務のBは、台車が動き出しているのに気づき、このままだと陳列棚にぶつかってしまうと思い、あわてたBは、必死に止めようと台車を押さえたのだが止まらず、陳列棚と台車の間に腕を挟まれケガをしてしまったものである。

■ 判断 ■

台車を止めようとしたBの行動は、Bの本来業務ではなく、また指揮命令によって行ったものではないが、職場内で起きようとしている事故を防ぐためにした行為であり、業務遂行性、業務起因性が認められ、業務上と判断された。

■ 解説 ■

急いでいたAが台車のストッパーを掛けずにその場を離れてしまったという、ちょっとした不注意が原因で起きた事故である。通達では、労働保険における業務災害は、労働者が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものとの経験則上認められるものをいうとされており、Bのケガが業務災害に該当するか否かは、業務遂行性の有無および業務起因性の有無によって判断されることになる。

まず、今回の事故が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものであるか考察してみよう。

Aが取った行動は、ストッパーを掛けずにその場を離れたこと自体、安全配慮に欠けた行為であるが、体調不良もありとっさにとった行動である。恣意的な行為でもなく、日常に起こり得ることであり、何らかの原因で台車が動き出してしまったものであろう。

また、Bの取った行動は、事業主の支配・管理下で突発事故（本来は、止まっているべき台車が動き出して陳列棚に衝突する状況）を回避しようとした緊急業務（早急に停止させる）に従事しているといえる。Bは郵便物を他部署へ届けるといふ業務遂行中であつたわけであるが、その途中で、台車が動き出していることを発見し、このままだと陳列棚と衝突し被害が出ると予測して、危険回避や災害防止行動をとるのは、社員として当然の合理的行為であると考えられる。

例えば、社内で火災が発生し、消火している際にケガを負うことや、陳列棚から商品が不安全な状態で置かれていたのが原因で落下しケガをすることなどは、危険が現実化したものといえる。これらの場合、目の前で発生している火災に、初期消火活動をするなど、本来の業務ではないが、通常行うであろう行動といえるだろう。

次に、業務起因性が認められるか否かについては、次のようになる。

「事業主の支配・管理下にあつて業務に従事している場合、災害は被災労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられるので、他に業務上と認め難い事情がない限り、業務上と認められる」。今



回のケースでは、Aの不注意によって発生した事故であり、Bはとっさに災害防止行動をとったことにより被災したのであり、他に業務上と認め難い事情もなく業務起因性が認められるといえる。

ここで区別して考えなければいけないのが、直接業務と関係のないB個人の誠意や良心に基づいて行動をし被災した場合、労災保険制度では、業務外とされ労災認定がされないということである。

今回のケースでは、自社店舗内の台車が動き出しているのに気づき、止めようとして被災したのである。Bが郵便を出しに郵便局へ向かい途中にある他社スーパーなどでたまたま今回と同じ状況を見かけ、同じ行動を善意で行い、被災した場合は、労災認定がされないということになる。同じ行動であっても業務起因性、業務遂行性の2つの条件を満たしていないとの判断をされるということである。

今回の事故は、Aの不注意から危険が現実化し発生したものであり、災害防止の観点から、安全に対する意識づけや事故の情報共有など企業としての啓蒙活動が必要であらう。